

教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(時代の変化等に応じた教師の資質能力の向上に資する効果的な研修等に関する研究)
委託要項

令和6年5月16日
総合教育政策局長決定

1 趣 旨

特別な支援が必要な児童生徒や、特定分野に特異な才能のある児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒、ヤングケアラーと言われる児童生徒など、子供たちの多様化が進む中、教師一人一人が個々の児童生徒の多様な教育ニーズに対応した学びを提供するだけでなく、学校自体が子供たちの多様性を受容でき、それに対応できる組織となる必要がある。特に、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中・高等学校の通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けている児童生徒は増加しており、特別な支援を必要とする児童生徒等に対する適切な理解と対応は、多様化が進む子供たちへの学びを提供する上で重要である。

文部科学省では、令和4年8月、公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標（以下、「育成指標」という。）の策定に関する指針を改正し、教師に共通的に求められる資質能力を5つの柱で再整理している。中でも、「特別な配慮や支援を必要とする子供への対応」は、「学習指導」や「生徒指導」を個別最適に行うものとして、5つの柱の1つに位置付けている。

このように、特別な支援が必要な児童生徒など多様な教育ニーズへの対応や、多様性を受容し対応できる組織づくりのためには、教師自身が特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる能力を身に付けるための実践的な研修が必要である。

これらを踏まえ、民間団体が提供する体験的なプログラムを取り入れた、個々の教師が多様性の理解を深める「個別最適な学び」と、他の教師との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」を通じた教員研修プログラムの開発を行うものとする。

2 事業の内容

以下の研究を実施すること。ただし、参加者による企画提案の内容のうち、文部科学省が事業の実施効果を高めることができると判断した内容については、追加することを妨げない。

- ① 教員研修プログラムの開発
- ② 開発する教員研修プログラムの検証

③ 事業報告書の作成

3 委託対象

都道府県、指定都市もしくは中核市の教育委員会

4 委託期間

本事業の委託期間は、契約を締結した日から令和7年2月28日までの間で業務に必要な期間とする。

5 委託手続

- (1) 本事業の委託を受けようとする者は、事業計画書等を文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された事業計画書等の内容を審査し、内容が適切であると認めた場合、業務を委託する。

6 事業の委託経費

- (1) 文部科学省は、委託先の代表者又は当該者から会計事務に関する権限を委任された者に対し、予算の範囲内で、委託事業の実施に必要な経費（設備備品費、人件費、事業費（諸謝金、旅費、会議費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、消耗品費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託先が本委託要項又は委託契約書（委託変更契約書を含む。）の定めに違反したとき、実施に当たり不正又は不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたとき等は、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

- (1) 委託先は、受託した事業の全部を第三者に委託することはできない。ただし、当該事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが合理的であると文部科学省が認める業務については、再委託することができる。
- (2) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。

8 完了（廃止）の報告・成果報告等

- (1) 委託先は、委託事業が完了したとき又は委託事業の廃止若しくは中止の承認

を受けたときは、別に定める様式の委託事業完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から 10 日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなければならない。

- (2) 文部科学省は、調査研究の成果普及等のため、上記(1)の事業完了（廃止）報告書のほか、調査研究の事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8により委託事業完了（廃止）報告書等の提出を受け、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、委託事業に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、委託先における委託事業の実施が本事業の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、本事業の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために協力する。
- (3) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、必要に応じ、委託事業の実施状況及び経理処理状況その他必要な事項について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、委託事業の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 委託先は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなくてはならない。
- (6) 委託先は、文部科学省への提出物全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。
- (7) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。